

議案第10号

平成24年度さいたま市指扇土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

平成24年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		44,000	△16,500	27,500
	1 国庫補助金	44,000	△16,500	27,500
5 繰入金		115,890	△2,300	113,590
	1 一般会計繰入金	115,890	△2,300	113,590
8 市債		54,100	△20,400	33,700
	1 市債	54,100	△20,400	33,700
歳入合計		214,000	△39,200	174,800

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		209,939	△39,200	170,739
	1 事業費	209,939	△39,200	170,739
歳出合計		214,000	△39,200	174,800

第2表

## 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	指扇土地地区画整理事業	78,062

第3表

## 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指扇土地 区画整理 事業	54,100	普通貸借 又証券発行	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	33,700	(補正前に 同じ。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	(補正前に 同じ。)